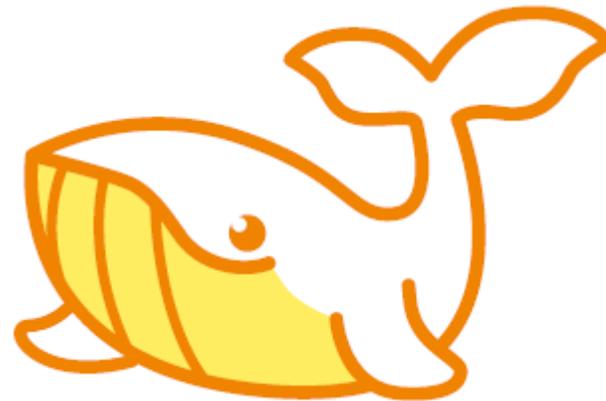


令和4年10月31日(月)
第2回地域連携ネットワークWG

リーガルサポートにおける 司法書士後見人選任後の相談事案・対応困難事案について



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

後見人選任後の相談事案について

誰から	どのような内容
1. 本人から（直接） 本人の支援者を通じて	後見制度の利用をやめたい 後見人が会いに来てくれない 後見人が通帳を管理していることに納得ができない 後見人がお金を自由に使わせてくれない 
2. 本人の親族から	後見制度の利用をやめたい・後見人を交代させてほしい 後見人が親族の言うことを聞いてくれない 後見人となかなか連絡がとれない・後見人から失礼な物言いをされた 後見人の報酬が高すぎる 
3. 本人の支援者（親族以外）から ex. ケアマネ、ヘルパー、包括職員	後見人が本人に会いに来てくれない 後見人が本人の通院に付き添ってくれない・必要なものを買ってきてくれない 後見人の事務に疑問がある（ex. 財産管理偏重、本人・親族対応、事務の遅滞） 後見人となかなか連絡がとれない 後見人がケア会議に出席してくれない 
4. 中核機関・市町村から	上記1から3の方から、上記内容の相談が入っている
5. 家庭裁判所から 	定期報告がされていない（遅滞している）・後見人と連絡がとれない 上記1から3の方から、上記内容の相談が入っている
6. 後見人から	本人・本人の親族から執拗に連絡が入り業務に支障が生じている 本人・本人の近隣者から事実行為を求められている 本人に関する医療行為同意を求められている 本人の入所・入院契約に際し、身元保証・緊急連絡先として記載を求められている 

相談事案、特に対応困難事案への対応について

役員・委員による相談者からの聴き取りにより、概ね次の3種類に分類できる

(1) 情報提供者の主張は、明らかに成年後見制度の目的とは相容れないような主張、**成年後見制度への理解が十分でない**ことによる**誤解**に基づく意見、筋違いのクレーム等だった。

誤解を解くような**説明・働きかけ**をする。

- (ア) リーガルサポート単独で
- (イ) 他機関（家裁・行政・中核機関etc.）と連携・協力して
(ex. **中立的な第三者にも一緒に話を聞いてもらい、あるいは説明に立ち会ってもらい、補足的に説明等をしてもらうこと**によって)

(2) 後見人の**裁量**の範囲内の行為だとしか言いようのないものだった。

後見人の**義務や権限を説明**した上で、後見事務の修正等を**指示**したり**指導**したりすることは**困難**である旨を**説明**する。

※直接的に会員に**指示**や**指導**をすることは**難しい**が、両者の**言い分を聞いて解決の糸口を探る**ような**調整活動**ができることがある。
特に、裁量の範囲内の行為とはいえ、それにより**チーム支援に支障が生じている**ような場合。

(3) 後見人の**事務の在り方**に疑問を抱かざるを得ない（or 疑問を抱く余地のある）ものだった。

後見人の**事務の在り方**について調査をして**課題の解決に向けた働きかけ**をする。

- (ア) リーガルサポート単独で
- (イ) 他機関（家裁・行政・中核機関etc.）と連携・協力して

(1) ~ (3) いずれの場合も

- (a) 情報提供者・相談者の理解・納得が得られ、課題が**解決するケース**もあれば、
- (b) 情報提供者・相談者の理解・納得が得られず、**課題が解決に至らないケース**もある。



(b) の場合には、情報提供者・相談者に対して、他の取り得る手段を紹介することも…。例えば、無料の法律相談、司法書士会の紛議調停、法務大臣への懲戒申立て

※リーガルサポートは、会員である司法書士から業務報告を受けて、会員が受託している事件とその概要・半年ごとの経過を把握しており、会員の後見事務に疑問を抱いた場合には、必要に応じて該当事件と思われる記録を確認することが可能

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）

(1) 明らかに成年後見制度の目的とは相容れないような主張、相談者・情報提供者の成年後見制度への理解が十分でないことによる誤解に基づく意見、筋違いのクレームのようなものだった。



成年被後見人（A）の親族（B）から、リーガルサポートに所属している司法書士後見人（or後見監督人）（甲）の後見等事務について、次のとおりリーガルサポートに相談・情報提供があった。



- 親族Bは、毎週のように施設入所中の本人Aに会いに行っていた。成年後見制度利用前は、BはAに会いに行く都度、Aの財産の中から自分の交通費（タクシー代）と食事代・お土産代等を受領していたが、甲が成年後見人に就任してからは、Bが（Aの財産を管理している）後見人甲にタクシー代等を請求しても、甲は払ってくれない。



事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



- 後見人甲は、本人Aが入所している施設から、Aの身体拘束の同意を求められたため、切迫性・非代替性・一時性等のいわゆる3要件等「緊急やむを得ない場合」に該当していることについて説明を受ける等、例外的に身体拘束が許容されるための要件を全て充足していることを確認しなければ、同意はできない（or そもそも、後見人には同意する権限はない）ということを経営者に対して説明した。そのことを施設から聞いた親族Bは「施設の方針に対して文句を言うようなことはやめてほしい」「もしAが施設から追い出されてしまったらどうするのか」と言い、甲の対応に不満を述べた。

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



○親族 B が後見人、司法書士甲が後見監督人に選任される際に、B は家庭裁判所から、後見監督人の報酬は通常は年間 5、6 万円程度であるとの説明を受けていた。しかし、後見開始後、B が何度か不適切な後見事務を行ったため、甲はその都度 B による後見事務を是正するための指導、支援等を行った。また、後見開始後に本人 A が共同相続人の 1 人となる相続が発生し、甲は A のために、B との間で遺産分割協議を行い、相続登記や預貯金の相続手続を行った。その結果、家庭裁判所は、最初の 1 年間の甲の報酬として 25 万円を付与するとの審判をした。

○本人 A は、後見人甲による預貯金通帳等の財産の管理を拒否しており、甲の事務所に連日電話をし、関係機関に対しても苦情の連絡を繰り返している（本人 A からの苦情）。先日は A が甲の事務所を突然訪問し事務所の備品を壊す等の行為に及んだ（後見人甲からの相談）。

対応の結果・・・

- (a) 【リーガルサポート**単独の対応**】**支部役員**が、Bに対して丁寧に後見人の職務権限や義務を説明し、**Bは納得**した。
- (b) 【リーガルサポート**単独の対応**】**支部役員**が、Bに対して何度も丁寧に後見人の職務権限や義務を説明したが、最後まで**Bは納得しなかった**。
- (c) 【**関係機関との連携を促す対応**】**支部役員**が、甲から事情を聞くほか、甲とAとの面談（甲のAに対する説明）に立ち会い、**Aに、後見人の義務や権限について説明**し、他の専門家への相談や司法書士会の紛議調停制度を紹介した。
また、**甲にも、家庭裁判所への報告・相談を促すほか、支援チームの**関係者との連携を強化**すること、それでも解決が難しい場合には、辞任許可の申立てや法人後見への引継等についても検討し、**関係者**や**家庭裁判所**とも協議するようアドバイスした。**

* Aの不満が会員の説明不足（不十分）に起因すると思われる場合

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）

（2）後見人の**裁量**の範囲内の行為だとしか言いようのないものだった。



成年被後見人（A）の**親族（B）**から、リーガルサポートに所属している**司法書士後見人（甲）**の後見事務について、次のとおりリーガルサポートに相談・情報提供があった。



○後見開始前は、50歳代無職の**親族B**が**本人A**の通帳を管理しており、**B**は**A**の年金で生活していた。しかし、**後見開始後**、**後見人甲**は、**A**の年金は、まずは**A**の生活や療養看護のために使うべきであるとして、**A**の財産の中から**B**の**生活費の全額**を負担することを拒んだ。

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



○「後見人甲は、ほとんど本人Aに会いに行くことがないのに 年間20万円もの報酬を受け取っており、不当だ」と親族Bが言っている。

（実際には、甲は、年間に6、7回程度はAと面談している。また、甲は、Bからの様々な要求のうちの一部には、事実上対応していないが、他方で、甲の行っている後見事務に、明らかな過失等は見当たらない）。

○親族Bが、後見人甲に対して本人Aの財産状況を尋ねても、甲は「管轄家庭裁判所で事件記録の閲覧・謄写の請求をしてみてください」と言うだけで、Aの現在の財産状況を教えてくれない。

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



対応の結果・・・

- (a) 【リーガルサポート単独の対応】支部役員が、Bに対して丁寧に後見人の職務権限や義務を説明し、Bは納得した。
- (b) 【リーガルサポート単独の対応】支部役員が、Bに対して何度も丁寧に後見人の職務権限や義務を説明したが、最後までBは納得しなかった。
- (c) 【関係機関との連携を促す対応】支部役員が、甲から事情を聞くほか、甲とBとの間に入り、Bに後見人の義務、権限、裁量等について説明するとともに他の専門家への相談や司法書士会の紛議調停制度を紹介した。
また、場合によっては、甲にも家庭裁判所への報告・相談を促すほか、支援チームの関係者との連携を強化すること、それでも解決が難しい場合には、甲に辞任許可の申立て、法人後見への引継等についても、関係者や家庭裁判所と協議をするようアドバイスした。

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）

（3）後見人の事務の在り方に疑問を抱かざるを得ない（or 疑問を抱く余地がある）ものだった。



成年被後見人（A）の成年後見人である司法書士（甲）の後見事務について、 Aのケアマネ（行政の担当課の職員・包括の職員etc.）から、次のとおりリーガルサポートに情報提供があった。



○高額介護サービス費の支給申請や重度障害者医療費助成の必要な手続きをとっていない、連絡をしても留守が多い（連絡がとれない）etc.

甲の後見事務の在り方に疑問を抱かざるを得ないパターン

事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）

○本人 A の在宅生活が限界に近付いているため、支援者が集まって施設入所について協議（支援チーム会議）をしたいと考えているが、何度か参加を呼び掛けているにもかかわらず、後見人甲は、支援チームの会議に参加しようとしません。



リーガルサポートの支部役員（委員）が甲から事情を聴取したところ、甲は次のとおり説明した。



事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



- ① 後見人甲以外の支援者の全員が、本人Aの意思を考慮することなく「施設入所ありき」で手続きを進めようとしているので、話し合っても無駄だと思い、話し合いに応じなかった。
- ② 本人Aの財産状況を考慮すれば、Aの入所先は特養が望ましいし、本人や家族からも同様の意見を聴取しているが、周りの支援者は、特養以外の施設入所をしきりに勧めているので、甲としても迷っている（施設入所の方針は一致。しかし入所先について他の支援者との意見の不一致）。
- ③ 本人Aの財産状況を考慮すれば、Aの入所先は特養が望ましいと考えられるが、周りの支援者は、現在、在宅サービスを提供している事業所が運営しているグループホームへの入居をしきりに勧めているので、甲は、その対応を疑問に感じており、話し合いに応じていない。
- ④ 本人A（老齢基礎年金受給・要介護2）と同居している親族B（無職・無年金・Aに対する経済的虐待が疑われる）を支援している関係者が、Aが特養又はサ高住に入るよう調整してほしい、と後見人に対して言っている（特養又はサ高住に住民票上の住所を移すことにより、生活保護の運用上、BがAと別世帯と認定できるようになり、Bが生活保護を受けられるため）。しかし、Aの現在の状態では、特養入所は難しく、サ高住での生活が本人にとって良いとも思えない。
- ⑤ 会議の直前に、急に「会議を開催したいので出席してほしい」と言われるが、直前に言われても日程調整が難しいため、出席したくても出席できなかった。
 - ・ 本当に、直前に打診されているので、出席できないのもやむを得ないと思われる場合
 - ・ 言い訳に過ぎないように思われる場合



事例紹介（実際の事例をアレンジしたものを紹介します）



これらのほとんどは、後見事務の方針について、支援者間に意見の相違があるケースであり、甲の後見事務の在り方に疑問を抱く余地のあるパターン。

仮に会員甲の言い分にもっともな部分があったとしても、チーム支援に支障が生じているのも事実。

- (ア) 支部役員が話を聞き、会員に対して、たとえ会員の判断が正しいとしても、会議に出席して、他の支援者の意見も聞き、他の支援者に対して後見人としての考え方をきちんと説明をすべきであることを伝え、会員に他の支援者ときちんとコミュニケーションをとることを促す。
- (イ) 【甲が後見事務の経験が浅い会員である場合】 会員が周りの支援者とうまくコミュニケーションが取れていなかったため、支部役員も支援会議に出席して、会員が周りの支援者と支援チームの態勢を立て直すことを促した。



甲が後見事務の経験が浅い会員ではない場合には、このような対応は難しい。

「辞めてほしい」「辞めさせてほしい」という主張がされることもあるが、明らかな不正が判明している場合等、解任事由（不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由）があると思われる場合でない限り、会員に対して辞任（許可の申立て）を促すことは難しい。

家庭裁判所・中核機関との連携がうまくいった例

リーガルサポート（LS）の
会員司法書士が生命に危険の
ある病状で入院しているとの
連絡が、他の会員から入る。



LS支部から当該**会員及びその
家族に連絡**をとり、病状等を
聴取。

当該会員がもはや後見事務を
遂行できる状態ではないこと
を確認し、当該**会員から辞任
の意向を聴取**した（コロナ禍
での入院のため、面会がかな
わず電話で確認した）。



LS支部は、会員からLSへの
業務報告システム（受託事件
を登録し、その概要を半年ごと
に報告しているもの*）を
活用し、当該**会員の受託事件
を把握**し、
取り急ぎ**家庭裁判所に会
員の状況を報告**し、
**後見人の追加
選任**（LS会員を候補者と
すること）の**要否**について
相談。
あわせて、中核機関が関与
している案件については、
**中核
機関にも情報を提供**。

* 業務報告システムから受託事件の
管轄家裁・関係機関が分かる。

家庭裁判所・中核機関との連携がうまくいった例

中核機関・家裁と協議し、当該会員の受託事件全件について、LSから追加選任する後見人の候補者を家庭裁判所に推薦。



後見人の追加選任の審判前に病気入院中だった会員（後見人）は死亡。

しかし、時を置かずに後任の後見人（LSが推薦したLSの会員）の選任の審判がされた。

会員（後見人）が体調不良となった後、後任の後見人が選任されるまでの間、後見事務に若干の空白が生じたが、家庭裁判所・中核機関との連携ができたため、早期に後見人の選任がされ、後任の後見人が事務を引き継ぐことができた。



LSは、会員からの業務報告により、会員が受託している後見等事件の概要を把握している。これにより会員の受託事件の管轄裁判所や受任経路（依頼元・申立人の属性等）が確認できるため、早期に家庭裁判所及び中核機関に連絡をとることができた。

また、このケースでは、会員と連絡をとることができたため、会員の同意を得て、LSから家庭裁判所及び中核機関に連絡をすることができた。

家庭裁判所及び中核機関においても、後見事務が滞ることを回避するため、速やかに情報を共有し、遅滞なく後任の後見人が選任された。



家庭裁判所・中核機関との連携がうまくいかなかった例

家庭裁判所からLS支部に、会員（司法書士）の後見事務の報告が遅れているとの連絡があった。



LS支部は、当該会員が管理している預金通帳・証書等の**原本確認**を行うとともに、当該会員から事情を聴取。その結果、本人の親族から**無理難題を言われていた**ようで、当該会員は**疲弊**している様子だった。そのため、支部担当者は辞任の検討も含めいくつか助言をした。これに対し**当該会員は「もう少し頑張ってみます」**と言っていた。

4か月後に、家裁から当該会員の解任に伴う後任後見人の推薦依頼があった。LS支部は、うつ状態の会員とは連絡がとれず、家裁からもそれ以上の情報の提供はない。後に、トラブルのあった親族とは別の関係者（本人の親族）から、**業務遅滞**を理由とする解任請求があり、**疲弊し切っていた**会員は、他に相談することもなく審問期日も欠席し、解任に至ったとの事実が判明した。

- 家庭裁判所からの情報提供により、**関係者への対応の困難さ**に起因する会員自身の**心身の疲弊**と**業務遅滞**の事実を確認することができ、**会員に一定の助言等**を行ったが、**それ以上の支援・介入は難しく**、その後（LS支部から見れば突然）会員が解任されたとの情報に接することになり、結果的に後見事務に空白期間が生じてしまった。
- 当該会員は他にも何件かの事件の後見人等に選任されており、**全ての事件において任務を解かれる**こととなったため、他の後見等事件にも少なからぬ影響を与えることになった。
- * 司法機関（中立公平な立場の判断機関）である家庭裁判所には、**後見人と関係者との利害関係・人間関係の調整機能**を期待することは難しいかもしれない。しかし、だからこそ、**専門職団体や中核機関等の関係機関との早期の連携**により、専門職団体等が**後見人と関係者**の間に入って、両者に対して一定の働きかけをしたりして**利害関係・人間関係の調整**をすることができれば、解任という事態は避けられたのではないか。

【支部】 会員に対して苦情の申出があった場合の対応

- ① 苦情申出人・会員の双方から支部担当者が事情を聴取
- ② 苦情申出人に誤解・誤認識がある場合は、支部担当者から苦情申出人に説明
- ③ 会員に非がある場合は、支部担当者から会員に指導



支部から本部に「苦情受付シート」提出

【本部】 支部から提出された「苦情受付シート」に基づき、

- ① 支部の対応を確認・必要に応じて本部から支部に助言
- ② 支部から寄せられた苦情情報を集約（ex. ヒヤリハット事例）
→ 事例検討会、研修等の機会を通じて会員に提供



①（R2年度実施）後見人等候補者名簿登載者の名簿登載更新時の必修研修（120分）

「意思決定支援をふまえた後見実務の実際」（R2.11.17収録）

講師：水島俊彦 弁護士、藤江美保 司法書士、西川浩之 司法書士

* 令和3年3月支部にDVD配付・令和3年7月オンデマンド研修配信済み

② 令和3年度 指定研修（名簿登載・更新時の必修研修）（120分）

「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』の策定・公表と専門職後見人に期待される役割」（R3.4.25実施・収録）

講師：西川浩之 司法書士、安藤千晶 社会福祉士

* 令和3年7月に支部にDVD配付・令和3年7月オンデマンド研修配信済み

- ③ 令和3年度「意思決定支援連続研修会」〔R3.7月～11月・全5回〕（合計510分）
- ア「権利擁護としての意思決定支援」講師：上山泰 新潟大学法学部教授（90分）
 - イ「意思決定支援と代行決定」講師：水島俊彦 弁護士（90分）
 - ウ「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』の解説」（90分）
講師：西川浩之 司法書士
 - エ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインにおけるプロセスの実際①（意思決定支援）」（120分） ☆ディスカッション（グループワーク）形式
 - オ「同②（代行決定）」（120分） ☆ディスカッション（グループワーク）形式
- * 国研修に参加できない会員に対する基礎的な研修の実施と本法人における意思決定支援研修制度の在り方を検討するために東京支部と本部の共催で実施（R3年度中に支部にDVD配付・ア～ウはオンデマンド研修配信済み）

✓ 必修ではない研修も多数実施しています。

④ 意思決定支援シンポジウム（R3.1月～3月収録・R3.3月～6月配信）（合計230分）

基調講演 1 「『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』策定の目的について」（20分）

講師：木村匡彦 最高裁判所 事務総局 家庭局 第二課長

基調講演 2 「意思決定支援に関する厚生労働省の取組」（40分）

講師：松崎俊久 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 室長

基調講演 3 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを読み解く」（70分）

講師：水島俊彦 弁護士

パネルディスカッション

「後見事務における意思決定支援～『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』の実務への定着を目指して～」（100分）

登壇者：住田敦子 社会福祉士・西尾史恵 弁護士・星野美子 社会福祉士・岸川久美子 司法書士（パネリスト）

水島俊彦 弁護士（アドバイザー）・西川浩之 司法書士（コーディネーター）

✓ 現在、意思決定支援に関する研修を必修研修とするための規程類の改正を検討中

今年度、アンケートによる実態調査を行い、下記の取組を進めることを検討しています。

- 【支部】 相談窓口の充実
- 【支部】 関係者（市民や関係機関）からの相談に柔軟に対応できる体制作り
- 【支部】 事例検討会等の機会の確保
→ 相談事案・対応困難事案等への対応に関する会員の意識の向上を図る
- 【本部】 事例検討会等で取り扱う事例の素材を提供する
- 【本部】 後見人選任後の相談事案・対応困難事案等への対応としての会員のフォロー体制の構築の検討
- 【支部・本部】 関係機関との連携体制の構築



市町村・中核機関における相談窓口・相談体制の拡充

- 後見開始後の当事者、関係者等からの相談を、LS支部において受けた段階では、既に「相談」ではなく「苦情」になってしまっているケースが少なくありません。
- 当事者、関係者にとって身近な相談窓口である市町村・中核機関に、後見開始後、相談が寄せられた場合には、中立的な立場で事情を聴き取り、制度の説明等をしていただくとともに、相談者の同意を得た上で専門職団体にもその情報を提供していただければ幸いです。
- また、LS支部は、具体的な後見事務の遂行に関して会員から相談を受けた場合に、当該会員に対して、関係者との直接の話し合いのほか、市町村・中核機関にも協議に加わってもらい、第三者的な立場からの助言、支援、指導等を求めるよう教示することがあります。専門職後見人から相談があった場合にも、各機関において対応する体制の拡充を御検討いただければ幸いです。



よろしくお願ひします。



家庭裁判所とのLS支部との連携方法の確立

- LS支部に困難事例の相談があった場合、支部は会員に対し、家庭裁判所に状況を報告し、必要に応じて相談をするように助言するほか、支部から家庭裁判所に、当該個別の事案への対応方について相談をしたいと思うことが度々あります。
- しかし、LS支部は後見等事件の直接の当事者ではないことから、家庭裁判所ではLS支部からのそのような相談に対応していただけていないのが現状です。



家庭裁判所とのLS支部との連携方法の確立

- 司法機関（中立公平な立場で判断をする機関）である家庭裁判所に、本人の親族その他の後見等事件の関係者と後見人との関係の調整の機能を期待することは、難しいのかもしれませんが。
- しかし、家庭裁判所（ex. 家事調停）には、司法的機能のほかに、人間関係調整機能があると言われています。法改正により後見監督事件においても家庭裁判所調査官等による人間関係調整機能を発揮する仕組みが創設されれば…と思います。
- 可能であれば当事者や関係者の同意を得た上で、専門職団体や中核機関等に早期に御連絡をいただくことができれば、あるいは関係者が家庭裁判所だけでなく専門職団体等にも同時に情報提供をしていただければ、専門職団体等が関係者と後見人の間に入って、両者に対して一定の働きかけをしたりして、関係の調整を試みることができるかもしれません。本人の利益のために、できる限り積極的な対応をお願いします。